平成３０年（フ）第１２５号
東京都国分寺市光町１丁目40番地７アリストテラス403
破産者　横川　玲子
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成３０年（フ）第１６４号
東京都国分寺市東元町４丁目２番25号
破産者　株式会社ジャパンネクストイノベーションズ
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成３０年（フ）第１６５号
東京都国分寺市東元町４丁目２番25号
破産者　中山　翔
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成３０年（フ）第２７７号
東京都町田市下小山田町1161番地２
破産者　仲井　隆雄
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２９年（フ）第２５０号
愛知県岡崎市鴨田南町２番地４
破産者　タイムオフィス株式会社
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２９年（フ）第３５６号
愛知県碧南市大浜上町２丁目35番地２
破産者　有限会社ナコシ
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２９年（フ）第３２９号
愛媛県松山市枝松６丁目６番28号　ダイヤモンドベイ枝松404号、商業登記簿上の本店所在地愛媛県松山市余戸中６丁目８番１号
破産者　株式会社愛媛進学教室
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３７６号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平36番地　エルシャトー202
破産者　松本　彩
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部
平成３０年（フ）第１７号
静岡県裾野市富沢139番地
破産者　伊東　孜子
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成３０年（フ）第４７号
佐賀県三養基郡基山町けやき台２丁目16番地１
破産者　吉田　慎吾
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成３０年（フ）第３６号
札幌市豊平区豊平８条10丁目１番20号　ピュアハウス８・10―101号
破産者　星野　義一
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第９２１号
仙台市宮城野区五輪１丁目６番26号
破産者　庄司　勝広
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２９年（フ）第９８８号
仙台市泉区明石南４丁目１番地の９、従前の住所宮城県富谷市明石台５丁目24番地７
破産者　伊藤桂太朗
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２８年（フ）第６１号
福島県いわき市錦町大島127番地の４　アルティメート大島Ｂ
破産者　丹野　泰弘
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部
平成２９年（フ）第８２号
茨城県北茨城市大津町北町２丁目１番地の５
破産者　大山　晃弘
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部
平成２９年（フ）第１４８号
茨城県北茨城市中郷町日棚2002番地26、前住所茨城県高萩市大字上手綱5152番地の16
破産者　斎藤　豪人
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部
平成２９年（フ）第１７３号
東京都葛飾区東金町１丁目14番４―903号　ユリカロゼ金町、破産手続開始時の住所埼玉県久喜市本町４丁目５番24号
破産者　黒須登喜男
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第１８７２号
埼玉県川口市差間３丁目33番22号
破産者　澤田　奈央
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第２６２４号
横浜市金沢区洲崎町２番４号
破産者　大和　祥二
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部